

火災ごみ(一般家庭)搬入方法及び減免申請の流れ

一般家庭住宅の火災ごみ(動産のみが対象)の搬入及び減免申請については、概ね以下の順序で行われます。

1 館林地区消防組合からり災証明書を発行してもらう

り災者本人が構成市町からごみ処分手数料の免除(減免)を受ける際に必要となります。

2 り災者からたてばやしクリーンセンターへ問合せを行う

たてばやしクリーンセンターで火災ごみの処分方法について、確認を行ってください。

3 火災現場の立ち合い(現地確認)の日時を協議する

組合担当者、被災者、運搬業者等にて、現地確認を行う日程調整を行います。

4 現地確認の実施を行う

組合担当者、被災者、運搬業者等にて、搬入前に一度現地を確認し、施設に搬入できるものの確認・指導を行います。

5 ごみ処分手数料の減免申請を行う

「り災証明書(写し可)」をたてばやしクリーンセンターに提出し、ごみ処分手数料の減免申請を行ってください。

「一般廃棄物処分手数料減免申請書」の記入をお願いします。

6 たてばやしクリーンセンター及びいたくらリサイクルセンターへ ごみ搬入を行う

別紙、「火災ごみ(一般家庭)の搬入について」の内容をお守りいただき、事前に搬入日等の調整を行ったうえで施設へ搬入を行ってください。

搬入当日は、たてばやしクリーンセンターにて「ごみ搬入申込書」の記入をお願いします。

また、ごみの搬入を行う際は、必ず「世帯住民」や「り災者本人」が運搬車両に同乗してください。

【問い合わせ先】

たてばやしクリーンセンター 0276-56-4453

火災ごみ(一般家庭)の搬入について

館林市、板倉町及び明和町の一般住宅(物置等も含む)が火災に遭われた場合、火災により生じた一般廃棄物は、「たてばやしクリーンセンター」及び「いたくらリサイクルセンター」での処理が可能となります。

以下の記載内容をご確認いただき、搬入をお願いします。

○搬入できる火災ごみについて

一般家庭住宅からでた動産のみが対象となります。

- ※ 工場、倉庫、事務所ビル、店舗等の事業系の火災ごみについては、搬入できません。
- ※ 建築物の解体等に由来する廃棄物についても搬入できません。

○搬入できる日時

1. 搬入日及び搬入時間

- ①月曜日から金曜日 ※祝日を除く
午前8時30分から午後4時30分まで
 - ②土曜日 ※祝日を除く
午前8時30分から午前11時30分まで
- ※上記の日時以外には搬入ができません。

○搬入できる品目

搬入を行う際は、可燃ごみ、不燃ごみの分別を必ず行ってください。

- 1. 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ
木材製品、衣類、布団、紙類、畳、プラスチック類など
- 2. 不燃ごみ(資源ごみ)
ガラス、陶磁器製品類、アルミ缶、スチール缶、家庭用小型電化製品(家電リサイクル法の該当品目及びパーソナルコンピューターを除く。)その他金属製品など

○搬入できない品目

1. 土砂、泥、石など
2. 柱、はり、垂木、鉄骨材、ブロック、瓦、コンクリート類、外壁材、断熱材、天井材、床材、石膏ボード、屋根材(スレート材)、タイル、灰などの建築物に由来する部分(建物廃材)
3. 解体業者等が解体することにより出た廃棄物
4. リ災が原因でない廃棄物
5. その他、組合が処理困難物に指定した廃棄物

○注意事項

1. 一般家庭の動産の場合、解体事業者が動産の処理を行う可能性もあるため、処理施設へ火災ごみの搬入の際は、必ず「世帯住民」や「リ災者本人」が搬入車両に同乗してください。
2. 搬入車両からの火災ごみの荷降ろしは、搬入者が行ってください。
3. 搬入物や量によって、搬入日時の調整を行わせていただく場合がありますので、事前に必ずたてばやしクリーンセンターへ連絡をお願いします。

○減免について

火災ごみについては、リ災者本人がたてばやしクリーンセンターに申請することによりごみ処分手数料の免除(減免)を受けることができます場合があります。

減免の対象者となった場合、減免申請時に「リ災証明書(写し可)」をご持参のうえ、「たてばやしクリーンセンター」にて申請手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

館林市苗木町2447-19

たてばやしクリーンセンター

電話 0276-56-4453